

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令案に係る意見募集  
(パブリックコメント) に対して寄せられた御意見について

令和2年3月5日  
厚生労働省  
社会・援護局

標記について、ホームページ等を通じて意見を募集したところ、計23件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については次のとおりです。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見及び考え方をみを公表させていただいておりますので御了承下さい。意見募集の対象外の御意見につきましては、回答はいたしません。お寄せいただいた御意見に関しましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

今回、御意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

| 御意見等の要旨  | 御意見等に対する考え方                              |
|--|--|
| 「生活困窮者住居確保給付金の年齢要件の撤廃」について、この制度が日本共産党などによる給付金ビジネスに悪用されていることや、この制度があることで首都圏に人口が集中しやすくなる可能性もあることから、このような緩和には反対である。地方での雇用が促進されるようにも制度の検討を要望する。(同旨他13件)  | 生活困窮者住居確保給付金の支給にあたっては、制度の適切な運用に努めてまいります。 |
| 以下の意見は、特定のサイトから送られているスパムです。パブリックコメントの趣旨を歪めるため、採用しないいただきますようお願い致します。 <a href="https://quasi-stellar.appspot.com/pubcomment.html">https://quasi-stellar.appspot.com/pubcomment.html</a><br>(証拠保全のためのバックアップ)<br><a href="https://web.archive.org/web/20200211101116_/https://quasi-stellar.appspot.com/pubcomment.html">https://web.archive.org/web/20200211101116_/https://quasi-stellar.appspot.com/pubcomment.html</a> | 生活困窮者住居確保給付金の支給にあたっては、制度の適切な運用に努めてまいります。 |

|   |   |
|---|---|
| <p>-----</p> <p>「生活困窮者住居確保給付金の年齢要件の撤廃」について、この制度が日本共産党などによる給付金ビジネスに悪用されていることや、この制度があることで首都圏に人口が集中しやすくなる可能性もあることから、このような緩和には反対である。地方での雇用が促進されるようにも制度の検討を要望する。</p>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援期間を「1年を超えない」から1年を超える設定にすることを可能にするについては基本賛成。ただし、これはあくまで自立するまでの支援であり、なし崩し的にいつまでも「支援」することは自立の妨げになる。受給者にとっては一度支援されるとそれが当たり前のようになり、既得権益化してしまう事がないよう期間以外にも支援停止(開始)の条件を厳格化すべき。</li> <li>・疾病等から回復し、求職活動を再開した際に支給を再開するのは賛成。</li> <li>・対象者の年齢制限を撤廃する事は、就業者の年齢がドンドン高齢化していることから考えると賛成。ただ、就職する意思のないもの、あるいは制度を悪用しようとするものまで対象とすることがないようご注意ください。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者就労準備支援事業の実施にあたっては、定期的に対象者の状況、支援内容を確認する運用とし、事業の適切な実施を担保してまいります。</li> <li>・生活困窮者住居確保給付金の支給にあたっては、制度の適切な運用に努めてまいります。</li> </ul> |
| <p>以下、省令案の概要に意見をを行う。</p> <p>&gt; (1)生活困窮者就労準備支援事業の支援期間の見直し<br/>改正内容に反対である。<br/>基本として1年を限度とした期間とすべきであるとする。(その程度の期間で就職が可能であると思われるので。)<br/>それで問題無いはずであるが、問題があるので改正するというのであれば、その点について</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者就労準備支援事業については、一般就労を支援の目的とする観点から、利用期間を「一年を超えない期間」と規定していたところ、事業の実施状況に関する調査により、同事業の対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に至るまでに長期的</li> </ul>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>て意義やメリット・デメリット等を挙げて論じていただきたい。<br/> (改正についての目的について書かれていないので困惑するのであるが、事情について示していただきたい。)</p> <p>&gt; (2) 生活困窮者住居確保給付金の支給の再開<br/> 傷病状況や活動状況等について勘案の上、場合によりなされるというのであれば、特段反対ではない。</p> <p>&gt; (3) 生活困窮者住居確保給付金の年齢要件の撤廃<br/> 特段反対しない。</p> <p>意見は以上である。</p> | <p>な支援が必要な者が一定数存在することが明らかとなっております。今般の改正は、こうした長期的な支援が必要な者に対し、事業の1年を超える利用を可能とするものです。</p> <p>なお、1年を超える支援を可能とする場合においても、定期的に対象者の状況、支援内容を確認する運用とし、事業の適切な実施を担保してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者住居確保給付金の支給にあたっては、制度の適切な運用に努めてまいります。</li> </ul> |
| <p>1. 「支援期間について、規則第5条において「一年を超えない期間」とされているところ、1年を超える支援期間の設定を可能とする。」異議ありません。ただし、自立の妨げにならない加減、チェックを常に行ない、なし崩し的に支援を恒常的にし、既得権化しないようにして頂きたいです。時には支援中止も可能にしてください。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者就労準備支援事業の実施にあたっては、定期的に対象者の状況、支援内容を確認する運用とし、事業の適切な実施を担保してまいります。</li> </ul>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>2. 「傷病等により求職活動ができなくなった後、回復し求職活動を再開した場合に、支給を再開する」賛成します。</p> <p>3. 「年齢要件(支給の申請を行う日において65歳未満の者であること)を撤廃する。」高齢化社会を視野に入れ賛成します。ただし、1.と同様に、悪名高い生活保護制度の悪用がこちらでも行われなないようにすべきです。生活保護悪用を研究し、条件を厳しくしてください。</p>   | <p>・生活困窮者住居確保給付金の支給にあたっては、制度の適切な運用に努めてまいります。</p>  |
| <p>まあ、概要を読んだところ、問題ないように思うけど。</p> <p>ただ、今まで縦割りで冷酷に線引きをしていた感じもあるので、期間の延長や年齢要件の撤廃も可能となったことに、困っている人が救われることになればよいなと感じる。</p> <p>思うに、現場での裁量と言うか、現場判断が難しく、また相手遭ってのことなので相手次第で法やルールが捻じ曲げられるのがこの国。</p> <p>現場で中立的でルールに則った運用がされることが大事。やはり現場に法律やルールを守らせるためのお目付け役みたいな警察官？なにかしらの例外を作らないための方策も必要なのかもね。</p> | <p>制度の趣旨を踏まえて運用してまいります。</p>   |
| <p>「対象者は日本国籍を有する者に限る」という内容を明確にして下さい。</p>  | <p>生活困窮者自立支援法における「生活困窮者」は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」を指しており、対象者の国籍を限定しておりません。</p> |

